奥州市議会全員協議会

日時：令和６年９月27日（金）
：　～
場所：奥州市役所７階　委員会室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　協　　議

(1) 説明事項

生活保護費不正受給による当市の被害について

４　そ の 他

５　閉　　会

生活保護費不正受給による当市の被害について

資料NO１

全員協議会資料　令和６年９月27日　福祉部福祉課

1　概要

・先月27日県警より電話があり、知人女性への脅迫の疑いで逮捕した者があり、この者は当市の生活保護受給者であるとのことだった。これを受けて市では同日保護停止とした。
・28日、再度県警から電話があり、対象者は就労収入があること、車や携帯電話を複数台所有していることが判明した。

2　対象者の情報

・氏　　名　（略）
・生年月日　（略）40代
・居　　所　水沢（略）　　（宿泊施設　略）１Ｆ
・保護開始　令和２年８月５日
・開始理由　就労収入がなく生活困難なため
・保護開始時、無職、就労収入なし、預貯金なし、主名義の車や土地家屋の保有なし。
・令和２年９月に日雇収入の申告を一回したのみ、以降、就労申告なし。毎年実施している一斉収入申告では収入０円で申告書を提出していた。
・本人からの要望で事前に連絡してから訪問していた。突然の訪問で不在の時は、その都度本人から電話がきていた。

3　岩手県警の捜査内容

・対象者は、保護申請前の平成28年から、デリバリーヘルスの送迎の仕事をしていた。コロナの影響で一時的に休業した。
・令和３年２月より稼働再開。以降、今年８月まで約1,000万円以上の収入を得ていたことが判明した。
・対象者は従業員ではなく、個人事業主の扱いで現金で報酬を受け取っており、税申告は未申告だった。
・令和５年に交通事故に遭い、慰謝料として約64万円の保険金を受領していた。
・保護申請時から対象者名義の車の保有はなかったが、令和４年に父や兄名義の計４台を対象者が保有し使用していた。
・他、携帯電話を合計30台程所有していた。

4　県警及び市の対応状況

・８月26日逮捕（知人女性への脅迫疑い）
・８月27日保護停止（逮捕・拘留による）
・９月６日起訴拘留
・９月６日保護廃止（起訴による）
・９月19日奥州市福祉事務所より被害届提出
・９月26日逮捕（生活保護費不正受給）
・９月27日マスコミ報道

5　被害額

・被害額（概算）（R3.2～R6.8支給分）　　約 470万円
・保護開始時から保護停止までの支給額（Ｒ2.8～Ｒ6.８）
計 5,439,180円

6　被害への対応

不実の申請により受給した生活保護費について、生活保護法第78条の規定に基づき被害額及び40/100以下の加算金を徴収する。

7　再発防止策

・家庭訪問の徹底
・申告義務の説明